

平成 2 1 年度第 1 回

春 日 井 市 町 名 等 審 議 会

と き 平成 2 1 年 1 2 月 2 5 日 (金曜日)

午後 1 時 3 0 分から

と ころ 市役所第 3 委員会室 (議会棟 4 階)

21春都政第486号

平成21年12月4日

春日井市町名等審議会 様

春日井市長 伊藤



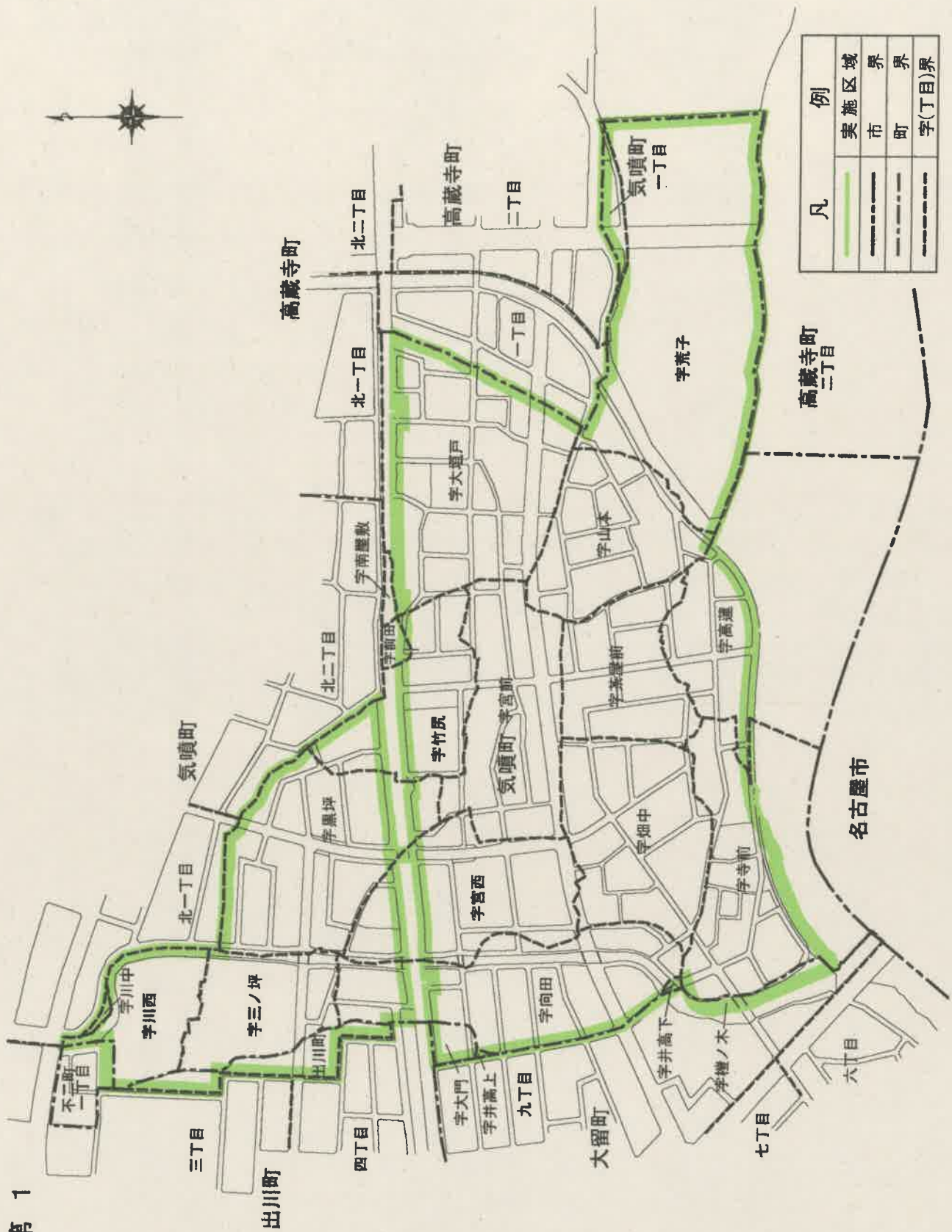
字の区域の設定及び変更について（諮問）

春日井市町名等審議会条例第2条に基づき、春日井南気噴土地区画整理事業に伴う町名等の変更について貴審議会の意見を求めます。

字の区域の設定及び変更について（案）

春日井南気噴土地区画整理事業に伴い、別図第1に示す区域において別図第2のように字の区域の設定及び変更を行う。

別図第1



春日井市町名等審議会条例

昭和 49 年 3 月 30 日

条例第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、春日井市町名等審議会に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について必要な調査及び審議を行うため、春日井市町名等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- (1) 町名の変更に関する事。
- (2) 町の区域の設定、変更及び廃止に関する事。
- (3) 住居表示制度の実施に関する事。

(委員)

第 3 条 審議会は、委員 12 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 公共的団体等の役員又は職員
- (3) 学識経験者
- (4) 市職員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第 5 条 審議会に特別の事項を調査及び審議する必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、まちづくり推進部において行う。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

春日井市町名町界地番設定基準

1 設定区域

春日井市全域とする。

2 町界

(1) 町割りの方式

原則として街かく式とし、やむを得ない場合は結合式とする。

(2) 町の大きさ

町の規模は、用途地域別により次に掲げる面積を基準とする。
但し、この基準に拠ることができない場合は、隣接地域の状況及び将来の発展性を考慮して定める。

商業を主とする地域

10 ㍍²～15 ㍍² (約3万坪～5万坪)

住居を主とする地域

15 ㍍²～25 ㍍² (約5万坪～8万坪)

工業を主とする地域

25 ㍍²～50 ㍍² (約8万坪～17万坪)

(3) 町又は丁目の境界

町又は丁目の境界は、公道、河川、水路、鉄道等その他恒久的な施設によって定める。この場合、境界線は、公道、河川、水路、鉄道等の側線をとることが適当である。側線は、東西線についてはその側線の北側、南北線についてはその側線の東側とする。

(4) 町の名称の定め方

ア 町の名称を定める場合には、従来の名称に準拠して歴史上由緒あるもの、親しみ深いもの、語調のよいもの等を選択し、あらたに町の名称をつける場合には、当用漢字を用い、全市を通じて同一の町の名称、又はまぎらわしい類似の町の名称が生じないようにする。

イ 町名の設定にあたっては、何町又は何通とすることとし丁目が付される場合であっても、町又は通を省かないものとする。

3 丁目の配列

配列は原則として町の最も西方の境界線を起点とし、南北にあっては南から一定の基準（右回り蛇行式）により整然と配列し、丁目の数は一桁に止める。

4 地番

(1) 地番区域

不動産登記法施行令第1条、第2条による起番は、一つの町又は丁目のブロック（街区）ごととする。

(2) 地番の定め方

地番の定め方は、「不動産登記事務取扱手続準則」第67条第1項第8号に規定するブロック（街区）によるものとし、各ブロックごとに1. 2. 3. 4. . . . と本番を付し、ブロックの筆ごとに1. 2. 3. 4. . . . と支号（枝番）を付ける。

事後、分筆した土地については最終の支号（枝番）を追い順次支号（枝番）を定める。

(3) 地番の配列

本番の配列は原則として丁目の最も西方の境界線を起点として、南北にあっては南からブロック（街区）ごとに一定の基準（右回り蛇行式）の順に番号を付ける。

支号（枝番）の配列は、原則として南北長辺街区は西南の角、東西長辺街区は西北の角を起点として右まわり（時計まわり）により順に番号を付ける。

(4) 地番の呼称

地番は何町（何通）何丁目何番の1. 2. 3. . . . 等とする。

附 則

昭和54年8月31日 一部改正

昭和55年2月29日 一部改正

平成17年2月25日 一部改正

春日井南気噴土地区画整理事業の概要

<事業のあらまし>

事業の名称	春日井都市計画事業 春日井南気噴土地区画整理事業
施行者	春日井南気噴土地区画整理組合
施行面積	414,400 m ²
施行年度	平成2年度から平成23年度
事業費	9,523,000 千円
減歩率	31.36%
進捗率	99% (平成21年度末見込み)

<経緯>

都市計画決定	平成2年 2月23日
組合設立認可	平成2年11月26日
仮換地指定	平成6年 3月15日

字の区域の設定及び変更（案）

